

平成28年第1回那須烏山市議会1月臨時会（第1日）

平成28年1月29日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午後 0時33分

◎出席議員（17名）

1番	相馬正典	2番	小堀道和
3番	滝口貴史	4番	矢板清枝
5番	望月千登勢	6番	田島信二
7番	川俣純子	9番	久保居光一郎
10番	渡辺健寿	11番	高德正治
12番	佐藤昇市	13番	沼田邦彦
14番	樋山隆四郎	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	小森幸雄
18番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

8番 渋井由放

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	羽石徳雄
総合政策課長	坂本正一
秘書政策室長	福田光宏
総務課長	清水敏夫
税務課長	小口久男
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	網野榮
こども課長	齋藤進
農政課長	糸井美智子
商工観光課長	堀江功一

環境課長

薄 井 時 夫

都市建設課長

高 田 喜一郎

上下水道課長

大 谷 頼 正

学校教育課長

岩 附 利 克

生涯学習課長

佐 藤 新 一

文化振興課長

両 方 裕

◎事務局職員出席者

事務局長

水 沼 透

書 記

大 鐘 智 夫

書 記

藤 野 雅 広

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第2号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成28年第1回那須烏山市議会1月臨時会を開催したいと思います。

ただいま出席している議員は17名です。8番渋井由放議員から、欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、平成28年第1回那須烏山市議会1月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日の臨時会に当たり、本日、議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき、会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 望月千登勢議員

6番 田島信二議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

---

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定をされております市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をいたします。

専決処分の内容は、平成27年11月9日午前9時30分ごろ、市が管理をする那須烏山市大里905番地4及び1038番地6付近の認定外道路において、大里Ⅱ地区の地籍調査に係る刈払作業中、相手方所有の水道管の2カ所を切断し損害を与えたものでございます。

なお、損害賠償額は水道管の修理費用であり、損害額5万1,516円の全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので、御報告を申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 専決処分の件でございますが、内容については今、説明があつて、それなりにはわかったんですが、その地籍調査に係る刈払作業中、相手方所有の水道管を2カ所切断、損害を与えたということでございますが、1カ所切断した段階で大体気がつくんじゃないんですかね、これ。何で2カ所も切らなくちゃならないのかね。

また、地籍調査に係る作業中にこのような刈払作業というのがやはり必要な場合があるんですね。そのこともちょっと確認しておきたいなと思います。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） どうして2カ所を切ってしまったのかというような御質問なんです、当時、11月9日なんです、草がかなり伸びていまして、水道管と言っても地上に出ている個人の管だったものですから露出していたということで、1カ所切つて、どうしても草刈りしなければ境界の確認ができないものですから、切ってしまったという状況です。

長狭物と言って、道路とか水路について、まず、地籍調査を最初にやるわけですが、その段階で草刈りはどうしても必要だということです。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 刈払作業中に一遍に2カ所切っちゃったという考えなんですか。それとも、切ったんだけど気がつかないで、また違うところも切って2カ所切ったということなんですか。それがまず1つ。

それとこれは、いわゆる市が加盟している保険の適用になるのかならないのか、その点ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 2番目の質問につきましては、私のほうから回答させていただきます。全国町村会の総合賠償補償保険にて全額対応させていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） そのときに6名の者が作業していたわけですが、同じ者ではなく、別々の者が切って、時間的にもそんなには離れていなかったんですが、別々に切ってしまったということです。距離的には50メートルぐらい離れたところで、近いところではありましたが、切ってしまったということです。

○18番（平塚英教） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでございますので、ご了解願います。

---

◎日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（那須烏山市税条例の一部を改正する条例の一部改正について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、那須烏山市税条例の一部を改正する条例の一部改正について提案理由の説明を申し

上げます。

今回の専決処分は、平成28年度与党税制改正大綱におきまして、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示され、平成28年1月1日からの適用が求められておりますことから、那須烏山市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

主な改正内容は、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号を記載しないこととされたことに伴う改正であります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

小口税務課長。

○税務課長（小口久男） それでは、命により補足説明を申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、番号法による市税の減免申請等の手続において、既に個人番号または法人番号を記載することとする税条例改正を行ったところですが、今年の12月16日に、平成28年度与党税制改正大綱において、個人番号利用の手続の一部を見直す方針が示されまして、一定の書類については個人番号の記載を要しないことと見直されまして、ことし1月より適用することから、税条例の一部改正について専決処分を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。今回の見直しについては、重複しますが個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減することを目的としているため、個人番号の取り扱いのみを見直すこととしまして、法人番号の取り扱いについては変更しないこととしています。

したがって、対照表の第51条第2項第1号の市民税の減免申請及び次の第139条の3第2項第1号の特別土地保有税の減免申請については、番号法による個人番号を記載する条文を削除しまして、記載しないこととしたものでございます。

この改正条例の施行日は、2ページにありますように、公布の日の12月28日からとなります。

以上で、税条例の改正についての説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認いたしました。

---

◎日程第5 議案第2号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第2号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第2号 那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年度から平成27年度にかけて、那須烏山市行政組織機構等改革検討委員会において検討してきた組織機構の在り方に基きまして、平成28年度組織機構改革を行うことに伴い、まちづくり課の新設、事務分掌の整理等を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまし

て、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により補足説明をさせていただきます。

皆様のお手元の資料1ページをお開きいただきたいと思います。まず、この現行と改正後ということで比較対照表がありますが、第2条の課の設置ということで、総合政策課の次に平仮名でまちづくり課ということで設置をさせていただきます。まちづくり課につきましては、地域振興、地域活性化のためのまちづくり施策を効果的に展開していくための部署とさせていただきます。

続きまして、第3条以下につきましては、事務分掌等詳細に入れさせていただいております。なお、この中でまちづくり課、この設置の理念といますか、それらについてあわせて私のほうから説明をさせていただきますと思います。

まちづくり課の所掌事務につきましては、現在、総合政策課秘書政策室で所掌しているまちづくり支援、NPO、公共交通、イメージキャラクター等、また商工観光課商工担当で所掌していますまちづくり研究会、企業誘致定住促進担当で所掌しております定住支援を所掌するほか、都市間交流の総合調整役としての役割を担い、魅力あるまちづくりや定住人口、交流人口の増加を目指すために設置するものでございます。

また、県や他市の組織機構の趨勢に合わせ、男女共同参画、また人権施策も同時に所掌して、男女共同参画、女性活躍の着実な推進を図る体制とするほか、市民相談の総合調整機能の役割も果たすなど、市民と市との協働による地域づくりを推進するために設置するものでございます。なお、総合政策課内の従来の秘書政策室につきましては、秘書政策グループとして政策調整機能を強化するためのものという位置づけをさせていただきます。

まちづくり課は総合政策課と連携し、総合戦略の基本的考え方にある人口減少克服と地方創生、魅力あるまちづくりに取り組むための中核部署であることを明確にするため、総合政策課の次に位置づけるものでございます。

ただいま説明しましたように、第3条の（2）にありますまちづくり課、この事務分掌はそのような理念のもとにおいて担当をさせていただく。そのようなことで提案をさせていただきます。

なお、そのほか、第3条関係でございますが、まちづくり課の事務分掌を設定するほか、そのほか各課事務分掌の並び順を前に説明させていただきましたグループ順、各担当をグループ制にするということで、そのような順番に並ぶように整理をさせていただいたものでございます。

そのようなことで、従来、現行と改正後で順番等が変わっているのはそのような内容によるものでございます。なお、やはり私どものほうでも、各グループ等の事務分掌を明確にするために、それぞれのグループ等の事務分掌で包括して記載されていたものについては、個別に記載をさせていただいた事例もございます。

以上で、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部を改正する条例の補足説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） ただいま上程中の第2号議案について質疑を行いたいと思います。

まず、この項目及び課名の下に下線があるんですが、この意味について確認をしたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 下線がついているものについては、現行と変更があるものでございます。ですので、例えば課の設置のところにおいて、まちづくり課が2番に入りますので、それ以下の総務課以下の番号等、頭の番号についても変更があったということで下線を付させていただきました。

また、その事務分掌等についても下線については先ほども説明しましたように、まちづくり課へ移動する事務、また、各課において私どものほうで今後はグループ制をとらせていただいて、しっかりと組織体制を整えて今後の公務運営に当たるということで、グループ制を明確にさせていただきました。

ですので、そのグループ制に伴う順番がありますので、この事務分掌もわかりやすいように、そのグループ制の順番に並べ替えをさせていただいております。ですので、そのようなことで、その下線がついているものについては序列の訂正というようなことでの説明の下線でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） その下線の意味は想定はしているんですが、ただ、改正後と現行について同じ文章のところの下線があるんですね。これはどういう意味なのでしょう。例えば第3条のロですね。統計に関すること。そして右側に現行のタの項の統計に関すること。内容が同じように考えるんですが、もう一つあります。商工観光課ですね。消費者法に関すること。この辺についてちょっとお尋ねをいたします。文章の内容が違うのかどうかということも、も

し説明できればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、総合政策課の質問いただいたところから説明をさせていただきますと思います。

平成28年度から各グループ制をとるということで、秘書政策グループ、広報統計グループ、財政グループということで3つのグループ、今現在も秘書政策室、広報統計担当、財政担当ということで、3つの担当にそれぞれ総括を置いてかかる事務を行っております。

この秘書政策室で行っているものについては、順番的に言いまして、この改正後のクまでが秘書政策グループが行うものでございます。続いて、現行におきますと、広報及び広聴に関すること、統計に関することについては、予算編成等決算に関することの下になっておりますが、広報統計グループの担う事務分掌、これについてはこの広報及び広聴に関すること、統計に関することということになりますので、先ほど言いましたようにグループ順番に事務分掌を並べ換えさせていただきました。そのようなことでありますので、同じ文言でその順番が変わった、グループ順番に事務分掌を変更させて記載させていただいたものについて下線をつけさせていただきました。

商工観光課のところ、3ページになりますが、こちらの消費者保護に関すること、これについても商工観光につきましては、商工振興グループと観光振興グループということで2つのグループになります。ですので、その商工観光グループのほうに消費者保護に関することということで入りますので、現行のほうですね、新たな順番の訂正をさせていただいたところがございます。そのような形で下線を付させていただいたということで御了解をいただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） おっしゃることは大体わかるんですが、内容が変わったから、この例えば消費者保護に関することという部分に下線をつけたのかなと思うんですが、もうちょっとその辺。ちょっと待ってください。それと、もう1点が、まちづくり課ですね。職員数は何名を予定しているのか。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいまの質問でございますが、消費者保護に関すること、これについては内容等については変わっておりませんので、先ほど説明したグループの順番つけですね、序列の訂正ということで御理解をいただきたいと思います。

なお、まちづくり課につきましては、現在のところ、職員の配置予定は調整段階でもございますが、課長を含めて9名ということで考えております。しかしながら、正職員だけではなかなか充当できないということもありますので、一部嘱託事務員等についても正職員で充当できない場合は補足させていただきたい。そのようなふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○議長（佐藤昇市） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今回の改正ですね、まちづくり課を新たにつくるということ、これ、私も賛成なんですけれども、ただ、今、高田議員が質問されたように、今の課長の説明を聞いていても、我々、今までよりももっとわからなくなってきちゃっているような感じがするんです。

要は、このまちづくり課に関する事務分掌なんですけど、市民との協働の推進に関すること、市民活動の促進に関すること、その他まちづくりの推進に関すること、それと、先ほどの課長の説明では、その辺のことを包括的に展開する。それから、秘書政策室でやっていたことも継承しながら、なお、定住支援、男女共同参画なんかもやるんだということだよ、まちづくり課で。

これ、やはりほかの課と今度はグループというのかもしれないけど、要は、グループにしようが課にしようが何であろうが、1つ1つしっかりとやはり行政の職員が一生懸命やっていたほしい。皆さん、どの課もそうですけれども、それぞれの事務分掌があって、その中で大変な思いをして頑張っているんじゃないのかなと思うんです。

ですから、一番大事なことは、ちょっとさかのぼってみますと、文化振興課ができた。文化振興課ができて、その中で生涯学習課とのすみ分けができていたのかなと思ったら、いろいろやはり商工観光課と連携をしたり、秘書政策室と連携したり、総合政策と連携、いろいろな連携が必要なわけですね。そういうものをもっとわかりやすく、しっかり、この組織だけグループ分けにするとか、新しい課をつくるとか、それは名目上、表向きは一生懸命やっているんでしょうから、それはそれで結構なんですけど、もう少ししっかりした本当の意味での連携がとれるような、そういうためのまちづくり課であってほしいなというふうに、これは要望ですけれ

ども、お願いをしておきたいと思います。

余りにも抽象的過ぎちゃって、今までは例えば商工観光課だったら商工担当の総括がいて、それから、観光担当の総括がいて、ただ、それを言い方をグループというふうに今度は変えるというふうに私は認識しているんですが、ただ、そういう名前とか形だけ変えるというよりも、もうちょっとしっかり定住促進だったら定住促進で1人専任を置くとか、まちづくりに対して市民との協働の推進をするのであれば、いろいろなボランティアも含めた各団体のところに専任の職員を置いて、そういうNPO団体、ボランティア団体を支援するとか、そういうはっきりした形にしていきたいなど。グループ分け、課分け、いろいろいじっているようですが、そういう本来のことをしっかり明確にできるようにお願いをしたいと思います。

それともう一つ、行政というのは1課だけではやはりできない。各課と連携しなければできない。今回、山あげ行事の無形文化遺産登録にしても、商工観光はもちろんですけれども、総合政策にしても、どこにしても、まちづくり課にしても連携をしなくちゃできませんから、そういう連携をしっかりと。明確に、できれば私は専従を置いて、その専従職員に責任を持たせる。そういうこともどんどんやっていくべきだなというふうに思うんですが、いかがですか。ちょっと質問がばらばらでわからないかもしれないけど。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、私どものほうの説明がちょっとわかりにくいということで、それらについてはおわびさせていただきたいと思います。

まず、今、久保居議員から提案のありましたほかの課との連携とか、また、そういう協働して行う体制とか、そういうものについてどうなっているかということにつきましては、この事務分掌についてはやはり大きなくくりで記載させていただいております。今後、やはり個別事業、事案等について具体的な配置も出てくるわけです。地方創生に伴うもの、また定住に伴うもの、これらについては、1つの課でとても対応し切れるものではございません。

今、久保居議員から提案のあった、例えば定住とかそういうものについてはこの課が主ではあるけれども、どことどこどこが連携をとってやるとか、具体的なそういうものも入れていかなければいけないのかな。また、今後、平成28年度から人事評価制度も導入されます。これについては、その与えられた職員に事務がどのように、しっかりと効果を発揮して事業を行っているかということで評価をすることになっていくと思います。

ですので、具体的にこの事業とこの事業というのはこの職員、また複数の職員になるかと思いますが、担ってもらって、その事業がしっかりと行われているかどうか管理監督者が評価をしていく。また、監督をしていくことになりますので、そのような形の今度は誰がやっているのかわからない。あつと言う間に年度末になったら、空白の事業ができてしまったとか。そ

うというのが私どものほうでも一部聞かれるところがありますので、そのようなことがないように、しっかりと管理をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） これは今までの従来の担当であっても、グループであっても同じことをちょっと繰り返しますけれども、そのグループで協議するのはもちろん結構なことなのですが、例えば1つ、先ほどの今年、ユネスコの無形文化遺産登録になるであろうと言われている山あげ行事、これに関して具体的にどんな登録になったことを想定して、また、なるということについて、今いろいろな準備をしているんじゃないかなと。山あげ会館の改修なんかもその大きな目玉の1つでありますけれども、そのほかに、外国人が来るために英語の講座も市民まで巻き込んでやっている。

それは大変いいことだと思うんですが、具体的に誰が今、責任を持って、じゃあ、その山あげ行事にたくさん人が来てくれる。これは日本人の方、外国人の方を含めて、どういうおもてなしをするのか、また、プラスどのような事業を具体的にやるのか。そういうことを考えているグループ、それから、専任で市民の山あげ保存会の方々とか、当番町の方々とか、そういう山あげ関係者の方を巻き込んで、具体的なおもてなしに対する事業、新たな感動を呼び起こすような事業をどういうふうに展開するのか。そういうことをやっている課はどこですか。何人ぐらいいるんですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ユネスコ無形文化遺産登録に向けての事務を主として担っているのは文化振興課でございます。先ほども久保居議員から言われましたように、もろもろの事業を商工観光課なり、また、生涯学習課なり、連携をとってやっていっているわけですので、それらのユネスコ無形文化遺産登録に向けての具体的な推進方策といいますか、各種事業等のとりまとめですね、これらについてはやはり文化振興課並びにこれについては市全体の体制でやっていかなければいけませんので、そこの課がやるからとか、そういう形ではなくて全体で取り組むような体制を、平成28年度はしっかり明確にさせていきたいと思えます。今年度も今、文化振興課が主体になっているいろいろな調整はやっていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今の総務課長の説明は、それはわかるんですよ。みんな、市が全体で連携をとらなくちゃならないのはわかるんですが、やはり具体的にそういう関係、山あげ関係者の方々と協議をしたり、やるのには、文化振興課の中の誰が専任でやるのか。今度新た

にできるまちづくり課の誰と誰と誰が、どういう山あげ関係者の方と具体的に、いつまでにどんなものをやるのか。誰がやる。この部分はお前がやれ、この部分はお前がやれとか、そういうふう具体的にやっていかないと、みんな各課連携で、連携でと言うけど、そういうふう言っちゃうことによって、誰がやるのだからわからなくなっちゃうんだよね。

だから、その辺のところを私は前から質問の中でも言ったことがあるんですが、専任の職員を置いて、定住にしてもそうですよ、専任の職員を置いて、そして、きちんとその目的を明確にして、そして必ずPDCAもそうですし、今は5W2Hと言うんですけども、そういうものをきちっと職員に使命感を与えてやるということをしないと、どうも各課連携してとかね、山あげに關すると商工観光課も文化振興課も場合によっては生涯学習課も学校教育課も全部連携してなんていうことはおっしゃるんですが、逆にわからなくなっちゃう。

そういうことで、私は心配しているんです、ユネスコ無形文化遺産登録の山あげ行事なんか特にね。何か具体的に何がどういうふうに進んでいるんだろうなというふうに、私は不勉強のせいもあるかもしれないけども、ちょっと見えていない部分があるものですから、形的には山あげ会館改修してお迎えするんだ。たくさん来るであろう方をお迎えするためには、何とかユネスコ無形文化遺産登録の認定までは間に合わせるんだ。そういう箱もの的なことはわかるんですが、誰がどのようにおもてなしをどんな企画で、どんな事業をやるのかということが、私はまだわからないんです。市ではやっているんでしょうけど、そういうものがもっと明確にできるようにしていただきたい。

そういうための今回のこの課の増設といいますか、そういうグループも、そういうことが現実的に機能するように、さらに機能するように、私はまちづくり課をつくることはいいことだと思うんですが、そのことを要望しておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいでしょうか。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） このまちづくり課について少し確認をさせていただきたいんですが、今までまちづくりをしている市民の方とお話しすると、縦割りというところの弊害が非常に出ていますので、それを解決するための課であるということで認識してよろしいでしょうかということと。

それから、この都市間交流総合調整ということに出っていますが、今まで農政課がやっていらっしやいました姉妹都市との連携事業について、やはりこの主導権をとるのが、まちづくり課というふうにとらえ、そして、それに協力するのが農政課とかという形でのグループというふう認識してよろしいでしょうか。

さらには、このまちづくり課の今後を考えますと、それぞれの職員の方のコーディネーショ

ン能力とか、ファシリテーションとかという統括するための能力、スキルが大変必要になってきますが、そのことについての準備もされての課の運営でしょうか。その点、3つをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、縦割りの弊害、行政におけるその点、私どもの一番の問題点でございますので、やはりこれらについては、位置づけとしては先ほども言いましたように、地方創生等、また、まちづくり関係の実践部隊、直接今までのどこの課だ、ここの課だと言っていたことについて、しっかりと取り組んでいける体制をつくる。その中には、先ほども言いましたように、まちづくり課だけでできるものではないものもありますので、そういうものについては、先ほどの久保居議員が言われたように、具体的にその誰がどういう仕事をほかの課の職員もやるんだという、そういう調整もしっかりやって事業化していく。そういうような立ち位置でのまちづくり課というふうに位置づけさせていただきたいと思います。

それと都市間交流につきましては、都市間交流の総合調整に関することということで、いろいろ防災協定締結都市とか、そういうところとまたいろいろな交流を重ねておりますし、今後、このような交流の民間レベルでの拡充とか、そういうものが必要になってくるわけでございます。

農業関係での交流事業、既に進めておりますもの、また、スポーツ関係でも交流事業を進めています。もろもろそういうような交流事業関係については、それぞれ相手方の担当においても、それぞれの担当部局とでやっただけという経過もあります。また、そのようなところがいかに交流を拡大していけるか。また、市民間レベルでの交流に発展していくか。そういう模索をしていく、その調整、また新たな交流事業が生み出せるかどうかというものをしっかりと、ほかとの調整を図ってつくっていく。そのような機能を果たしていくのがまちづくり課。そのような意味合いで考えているところでございます。

それと、やはり先ほど最後に言われました、今、本市が抱えている問題、日本国全体が抱えている問題に一番矢面になって対応していくところでございますので、しっかりとした管理能力、また、企画創造力といいますかね、コーディネーション、私もちよっと横文字はあれなんですけど、そういうものが必要になってくるかと思えます。この事務分掌の中にも横文字のものがございます。そのようなことにしっかりとした対応をしていけるような、やはりある程度組織というのはつくっても、魂が入らないと意味がありません。また、人的配置についても、最大限の配慮は私のほうでさせていただきたい。そんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） ありがとうございます。そうしますと、やはりまちづくり課については、市民の意見の集約とかその反映をしっかりとチェックするチェック機能があるということによろしいですね。

それに対しての研修や人事に関することについては、総務課のほうでしっかりと対応されていくという方向でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 日進月歩のまた、日々変革するこれらの対応について、やはり職員がおくれていってはいけませんので、研修については私どものほうでもそのような新しい課題とか、また、指導者の育成、管理監督者の育成、また、担当者の技術、能力の向上、そのためには研修は非常に重要であるということで、積極的に研修をさせております。ですので、このまちづくり部門に関するものについても、そのような体制で、総務課のほうでは積極的に研修、そういうものについては派遣をして研鑽につとめていただきたい。そのようなふう考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 私は、このまちづくり課なんて新しくつくること自体が意味ないんだよ。何でかと言うと、これができたのは地方のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の一環でできたんだろう。あわててつくったんだろう、まちづくり課なんて、今までなかったんだから。そういうものをあわててつくったって、この中で事務分掌が明確じゃないだろう、これ。何が何だかわからないじゃない、これじゃあ。きちっと読んでみなくてはわかる。協働なんて言ったって何が協働なんだい、これ。

もうちょっとしっかりしたものができてるだろう、あんたら。総合戦略の中で書いてあるだろう。どういうことかと言うと、この中ではまち・ひと・しごと創生総合戦略、これをそのままここへぶち込めばいいんじゃないのか。何を考えているんだからわからない。そのためにまちづくり課というのをつくったんだろう。そうしたら、具体的にどういうことをここに入れなくちゃならないか、事務分掌では、人口の減少の克服とか、地方創生を実現するためと、そのための課だと。

それから、成果指標、重要事項、業績評価と、KPI設定とか、この検証とか、中長期財政計画の見通しとか、こういうのをまちづくり課にやらなくちゃ何が何だかわからないじゃないか。どこの事務分掌だって、ちゃんと具体的に書いてあるんだよ。税務課だって、他の課だって、何々すること。はっきり具体的に書いてあるだろう。

ところが、このまちづくり課に関しては、実にいいかげんで、何かほかの課から寄せ集めてきて、そして、課をつくった、体裁をつくった。本当のこの那須烏山市のこれから20年、30年後の本当の問題だぜ、これ。これをまちづくり課なんて、こんないいかげんなものでこれからできるのかい、創生。人口が減っていく。産業は縮小していく。本気になってやるのなら、この仕事と戦略、これに基づいてどういうふうにするのか、全く、これ、仕事じゃないのか、これ。ちょっとその辺はどう考えるのだから、一つ答えてくれ。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 総合政策課が主体になりました作成しました総合戦略等、これらの計画の今度はまちづくり課においては実行部隊、実践していく部隊というようなことで位置づけをさせていただいておりますので、今、樋山議員がおっしゃられたような計画等に伴う実行をしていく課である。そういうものの事業の実現するための課である。そのような位置づけで新設させていただきますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 何だ、それならば、こんな分掌なんていいかげんな言葉使わなくて、はっきりしたものをつくったほうがいいんじゃないのか。市民活動の促進に関すること。市民と協働の推進とか、その他まちづくりの推進、男女共同参画とか人権、市民相談とか、公共交通とか、シティープロモーションとか住宅の促進、定住の促進とか、こんないいかげんなことを今までほかの課にあったんだろう。それを集めてきただけじゃないのか。これで本当にまちづくり課となるのか。おれはそこを聞いているんだよ。本当のこれ、まちづくり課というのは、このまちがこれから20年、30年後どうなるか。大変な事態に落ち込むということは予想できるんだ。この数字見てみろ、この中で。

このためにどういうふうにしてこのまちをつくっていくのか。そういうことを大目標をずっと昔を省みて、今度は未来を見て、そしてこのまちをどうするんだと。そのためにまちづくり課だって、意気込みが足りないよ、全然。ただ、まちづくり課をつくれればいいんだと。それで5人や10人配置して、何とか形でごまかそうと。

そうじゃなくて、本当にこの那須烏山市がこれからどうなっちゃうんだと。そのためには今、何をすべきなのか。そのときに戦略をちゃんとここで考えたんじゃないのか。その戦略をいかに実行するかというのは、これがまちづくり課じゃないか。何でこんなわけのわからないまちづくり課ってやっているのか、もう1回聞くけど、どうなの。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 事務分掌のほうに具体的に入っていないということはあるんですが、

私どものほうで最初の説明をさせていただいたときに、明確にこの総合戦略実現のためのまちづくり施策を実施していく課であるということで説明をさせていただきました。そのようなことで、私どものほうではやはり今、抱える問題等について最先端で実行していく、そのような課である。そのようなふうに位置づけをしておりますので、そういう体制で私のほうは課を設置できた場合は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） おれは憤慨しているからおもしろくないのは、本当にまちというのを考えてつくったのか。これじゃあ、人口減少の問題、どう考えているんだと。まちづくり課は、何もここにはないじゃないか。人口問題をどういうふうにして克服していくのかと。そのためには人口問題に対するどういうふうな対策をとるのか。そういうものがまちづくり課だろう。これ、たった1つの例だけ。それらの経済規模、商業活動はどうなんだと。これをどういうふうにして活性化していくのか。そういうふうを考えなければ、まちづくりにならないじゃないか。

こんなものつくったって、まちづくり課なんて、課1つつくって、課長のポストをつくって、わけのわからないこんな系列をつくって、そして1つのものが課でありますとか言って、5年たったって、10年たったって何も変わらない。逆に衰退していく。こんなまちづくり課だったら要らないよ。もうちょっと本気になって考えなければこのまちどうするんだ。せっかくいい総合戦略ができたのに、これを無視してこんなことやっている場合じゃないだろう。おれはそう思うけど、どう考えるのか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 同じような答弁になってしまうかもしれませんが、このように総合戦略実現のための課ということで、私のほうでは新しくつくらせていただきましたので、その今までというか、できている計画等、それを具体的に実行していく実践的な課でありますので、そのようなこと、今、樋山議員が言われていたような懸念等、そういうものもしっかりとクリアできる、対応できるような強い課にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 私が質疑で予定していた大半を樋山議員のほうで言っていたきました。同じような質問になるかと思いますが、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の全面実践ということなんですよね。それで、この担当課任せでは絶対できないというのははっきり

しているのではないかなというふうに思うんですが、いずれにしても、その原点は全国896の消滅可能性自治体に指定されているという危機感が本当にあるのかなのか。そこが問われていますというのが樋山議員の言いたいことだよね。

それで、前、総合政策課というのを策定したときに、その総合政策課の課長は助役的な、今は副市長的なですが、権限を持って、いわゆる各課横断的な事業については、そのリーダー的な役割を、調整的な役割を果たすんだというような鳴り物入りで設定したというふうに私は記憶しているんですよ。しかし、実際には、それが実践されたかどうかというのは甚だ私は疑問だと思いますよ。

したがって、このいわゆる消滅可能性自治体というふうに指定されたものを本当にはね返すような気迫と、これからいかにそれを実践するかということ、全職員がまず持ってもらわないと、それを事務的にとりまとめるのがこのまちづくり課ではないのかなと。もちろん率先して実践していく先頭に立つのも、まちづくり課ではないかというふうには思われるんですが、そのところがはっきりしないと、樋山議員が言うように、ただ課はつくりました、そこが担当ですと。5年経過しました、あまり変わりませんねと、こういうことになってしまうんじゃないかなというふうに思われるんです。それが1つと。

来年度から人事評価制度がやられるということでございますが、これはどのような評価をするのかによって、いわゆる市が抱えている課題をやるのか。それとも、誰かあるいは上司のもののお気に入りの評価がされる積み上げになるのか。そこが問われることになるというふうに思うんですよ。

したがって、各課制度をグループ制にするということについては、それは執行権があるのでそちらにお任せしますが、いずれにしても、今までの延長線で今までのやつを消化するような課では、いかにグループ制にしても、それはらちが明かないと私は思うんですね。そういう意味ですよ、市長ね、この人事評価制度では、特にこのまちづくり課に任せることなく、各課横断的な仕事を全面実践する、そういう職員養成を進めていただきたいし、特にいろいろなアンケートなんかでも、その市の中にあるいろいろな潜在力がありますよね、地元企業も含めて。そういう力を引き出すような、そして、その産業活性化や人口増に結びつけるような、そういうようなまちの人たちの信頼を集めて、そして新たな事業にどんどん取り組んでいくと。余計な仕事をしたくないというのは公務員だそうですが、そうじゃなくて、どんどん新しい取り組み、挑戦をしていくということで進めていただきたいと思うんですが、その辺の考え方、どうなんでしょうかね。御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほど樋山隆四郎議員、ただいま平塚議員、その前に久保居議員から

も、内容的には私は同質のものと、このように理解をいたしておまして、まさに御指摘はそのとおりだというようなところもございます。

この危機感の問題がありましたけれども、一昨年5月に消滅可能性があるよというような都市を発表されて、896の自治体の中に入っていることは事実であります。そのことについて、それ以来、この人口減少問題、そして少子化問題については、そういった那須烏山市の1つの独自案も入れながら、いろいろと今、戦略を検討してきたところであります。そのような危機感を持ったからこそ、このまちづくり課の設置があると、このように御理解をいただきたいと思えます。

そして、縦割りをやはりどうしてもなくせない。そういった弊害がいまだにございます。しかし、こういった危機的な意識を持てば、当然、これは全庁体制の醸成が生まれるわけでございます。そういった意味でも、このまちづくり課を中心といたしまして、この地方創生戦略のプランはできたけれども、なかなか行政というのはドゥーができない。そういったところが私どもの市でも大きな課題としてあるんですね。

したがって、その実行部隊をこのまちづくり課を中心としたことで、今後、意欲と能力の向上もあわせて職員に訴えながら、この全庁体制で取り組んでいく。そういった心づもりでございます。

そういったところで、私みずからこのまちづくり課の先兵役といたしまして、今、既に企業訪問やら、あるいは定住促進のためのトップセールスも行っているところでございますので、そういった意味では私を初めといたしまして全庁体制で、この危機感を持ちながら取り組んでいく。そういった姿勢のあらわれである。このように御理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） それを加味した人事評価もされるということではないですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 当然、人事評価については、今、いろいろと組織検討委員会の中で協議をしているようでございますが、具体的にそういった答申を受けながら、そのような評価になっていくというようなことで理解をいたしています。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そういうことで、とにかく896の消滅可能性自治体に指定されてしまったことは間違いないので、その危機感を本当に全職員が持ってそういう課ができたから、あそこでみんなやっているんだというようなことが話されることのないように、どの職員に聞いても、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略はこういうことなんですよと市民に語るように、そこのところをきちんと指導していただきたいなというふうに思います。

それと、各課横断の仕事を、これはなかなかどこが責任を持つかということでもいつもそれぞれ自分の持っている所掌の大変な事務もあると思いますので大変だと思うんですけども、とりわけ私が感じているのは、それぞれ職員の皆さんが日ごろ忙しいのはわかるんですけども、例えば生涯学習課とか文化振興課がいろいろなものを企画して、ほかの課の職員が例えばマラソンのスタッフとかそういうのに選定されれば、それはもちろんやりますけども、一般にこういうようなイベントがあるので、例えば歴史講座とかそういうものがあるので、市民の皆さん、どうぞ来てくださいといったときに、私らも行きます。そうしたら、ほとんど担当課の職員以外はいませんね。これは私はそれぞれプライバシーだとか、その自分の生活があるから大変なのはよくわかりますが、果たしてそういうような姿勢でいいのか。これは自分の縦割りのエリアとは違うから行かなくてもいいんだというようなことで、消滅可能性自治体を克服できますか。

そのところ、私はどの課であれ、自分が都合つく限りですよ、協力するんだという姿勢がなければ、市民に職員の本気が見えませんよ、はっきり言って。だから、その市民に本気を見せなければ、市民は本気で市を信頼して協力してくれませんよ。そのところ、もう1回確認しておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今回もそのたびに組織改編、やはり縦割りあるいは適材適所など行政用語を並べるわけでございますけれども、今回の地方創生の戦略づくりには私も危機感を持って対応したつもりでございます。

そのようなところから、まずはこの全庁体制というのは縦割りの弊害をやはりなくさなければならぬということが第一。そして、危機感を持って、また、使命感を持った形で各人が行動する。そして、そういうことが官民協働につながることは間違いございませんので、この2万7,000人の人口規模では、やはり地域のリーダーは市の職員でございますから、やはり各地域によっても市の職員が率先垂範して、リーダーとなって、そういったところをやはり活性化に向けて努力をするというようなことは欠かせませんので、そういったところを強く私も含め指導しながら全庁体制をつくり上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 17番小森です。皆さんから、それぞれこの市の将来を心配しての熱い思いがあつてのこの質疑になっているようであります。私もその一人なんですけど、このまちづくり課が市民に、来年度から新設ですよということを発表すれば、非常に期待感というか、それはあると思います。果たしてどういう新しいまちづくりをしてくれるんだろうという期待

感、期待感を裏切らないために皆さんそれぞれが、それぞれ心配していろいろ質問しているはずでありまして、この中身については総合戦略の実施のためだとは言いますけれども、果たして本気になって、そのやろうとする姿勢がまだ見えてこない。こういうジレンマが多分あるんだろうと思います、質問する側にしては。

というのは、人口問題にしても、あるいは企業誘致にしても、定住にしても、一生懸命やっていると思うんですが、なかなか数字として出てこない。逆に衰退してしまう。こういう現実があるわけですから、これをひとつやはり脱皮をしていかないと絶対これは成功といいますか、せっかく新しいまちづくりで一生懸命やるんだといえども結果が出なければ、また、何やっているんだということになりはしないかと私も心配をしているんですが。

そういう中で、この課長以下9名だよと、大体その組織はわかりますが、果たしてこのために初年度、予算規模はどのぐらいをまず予定を、まちづくり課で自由に使えるお金、予算規模はどのぐらいに設定をしているのか。まず、ここが私が聞きたい部分なんです、でないと、やはりこれだけの事業を進めるわけでありまして、みんなで10個ぐらいありますかね、これね。それぞれ経費がかかります。やはりある程度予算がなければ、これは、金があるから本気になるのか、ないからやらないのかというそういう問題ではないんですが、やはり何と言っても経費がかかりますよね。

その辺の予算規模はお幾らぐらいになるのか。実行部隊と言います職員の割り振り、エキスパートがそこに入れるんだろうとは思いますが、本気になってという先ほどからの質問もありますが、その辺の若手でこれからの将来を担う職員をどういう形で組ませていくのか。非常にこのチームをつくるというのは難しいと思いますよ。サッカーにしたって監督の言うことばかり聞く人もいないし、なかなかおれはこうだと思えば、それで突っ走っちゃう人もいますから、その辺の調整といいますか、非常にシビアな部分も裏にはあるのかなと私は思うんですが、その辺も含めて、この9人体制の中の職員の割り振り、9人ですから割り振りと言っても決まっているようなものですが、あとは予算規模ですね、そういうものを聞きたいなと思っております。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、私どものほうで、今現在、職員の異動希望等を取りまして、また、今後のあれもあって、課長等との異動等についてのヒアリング等を行っております。やはり、まちづくり課には創造力が豊かで、またしっかりと事業が遂行できて、やはり先ほど議員の皆様からも市民の皆様方からも期待される事業が実現できる。そのような人材も配置をしたいということで、今、それらの詰めを行っているところでございます。

例年ですと、2月に入ってから実施するところ、それを早めて実施しておりますので、それ

らについて、やはりしっかりと期待を裏切らないようなことで人員配置も考えていきたいと思  
います。予算関係については総合政策課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまのまちづくり課のほうで所管する予算の件でござい  
ますが、現在、まだ最終的には事務分掌の調整が進んでおりませんが、今回、想定しておりま  
すまちづくり課が担っていく事業の事業費の概算につきましては約1億1,000万円程度を  
予定しております。これらについてはさらに精査をした上で、当初予算の審議の際に報告をさ  
せていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 17番小森幸雄議員。

○17番（小森幸雄） 予算規模わかりました。この予算1億1,000万円ぐらいの予算  
規模でまちづくり課を新たにつくって、この総合戦略の実行部隊として進めていくと。重要な  
役割を担うわけであります。位置づけにしたって、総務課より上だものね。何だかんだいっ  
たってナンバー2のポジションにいるわけでありますから、これはやはり総合政策、先ほども皆  
さんからお話が出ているように、いろいろな課と連絡調整をしながら進める部分と、独自に進  
める部分と分かれるかなと想像はできるんですが、それはそれで期待感を持って、私たちもこ  
のまちづくり課の設置には賛意は示すのでありますが、期待感を裏切らないようなやはり組織  
体制にさせていただいて、ぜひともせつかくまち・ひと・しごと創生総合戦略ができてい  
るんですから、これに向かって着実に歩めるような体制をお願いをして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時24分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） 1点だけ質問させていただきます。この新しいまちづくり課という  
のが今度できます。去年たしか、各課横断的に営業戦略部隊、定住戦略隊というのをつくった  
と思うんですが、それは引き続き同じようにやるのでしょうか。その1点だけお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まちづくり課のほうで、これらの営業戦略推進部隊とかそれらに  
ついては実践部隊ということで、まちづくり課の所管事務ということで進めていきたいと思

ます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 3番滝口貴史議員。

○3番（滝口貴史） ことしと変わらず同じようにやっていくということで、まちづくり課が主管をするということによろしいんですね。了解しました。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） もう既に大勢の議員の皆さんから質問があったわけなんですけど、私からは、この組織の改革に当たりまして市長の考えを1点と。事務分掌の中から6点ほど簡単にお伺いしたいと思います。

まず、市長に申し上げます。新たな課の設置を契機に40代職員を課長に昇格させてはいかがかと存じまして、この点について1点伺いたいと思っているわけなのであります。

課が新設されれば、この4月から課長が1名増員になります。さらに、この3月で定年を迎える課長方も複数名いると聞き及んでいるわけでありまして。議会議員がこの人事管理に口を差し挟むべきではないとは思いますが、近年の人事異動、これを見ていると、課長昇格後間もなく定年を迎える例が多いように思われます。

このような状態が今後も続くようでは、課長としての力量を発揮できないままの退職ではないかと私は考えているわけでありまして。現在の課長は17名いるわけでありまして、仮にこの皆さん方が40代に課長についていたとしたならば、課長としての力量をさらに発揮していたのではないかと私は思っております。

市長は、職員の潜在能力を引き出すこと、これも大切な重要な役割だと思っているわけでありまして。一方、職員も長い職員生活の中で、何か実績を残した後に退職したいと、これは誰しもが強く願っているはずであります。そこで、今回、新たな課の設置を契機に40代職員を課長に抜擢できないか、このことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、事務分掌の中から簡単に6点ほどお伺いをしたいと思います。ここに改正案と現行がありますが、この中で、まず1点目は改正案の中のほうの総合政策課ですね。この職務分掌の一番下のセの項ですね。公会計に関すること。これが新たに加わりました。今までこのことについてはどこの課にもなかったわけですが、具体的にどのような理由なのか、これについてお伺いいたします。

次に、まちづくり課ですね。2ページの頭に2番目、オとカなんですけど、オに人権に関すること。これは具体的にどういうことなのか。それにカの市民相談に関することというのがありますね。これはこの課で具体的にどのような相談に応じるのかをお伺いしたいと思います。

3点目は、総務課の順番から言いますと、エ人事に関することとありますね。これは現行の

ほうの総務課のエに職員の服務に関するのとありますが、これを含むのか。含むとすれば、特別に答弁は必要ありません。

4点目は市民課のカですね。その他総合的な窓口事務に関するのとというのが新たに加わりました。これは具体的にどのような相談窓口になるのかをお伺いいたします。

次に5点目なんですが、健康福祉課のウです。生活福祉に関するのとありますね。これは新たに加わりました。これは今まででも生活福祉ということはありませんでした。これは生活保護に関する事務をここで担当すると、そう理解してよろしいのか。そうであるとすれば、特別答弁は求めません。

最後にもう1点お伺いします。これは都市建設課に該当することなんですが、この現行を見ていただきますと、下のほうの都市建設課のエの欄ですね。下から8行目になりますが、市道及び河川に関するのとありますね。これが事務分掌の中に入っていました。ところが、この河川に関するのとということは、この改正された事務分掌の中にはどこにも入っていないわけですね。これは御承知のとおり、普通河川について、境界の協定についてもこれまでは多分都市建設課で担当してきたと思います。さらに、認定外道路についても、その事務は都市建設課で負っていたわけなんですが、これらは今回の改正でどこの課が管理するのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、議員御指摘の昇格問題についてお話がありました。私は、この管理職登用については、郷土愛を持った、そして意欲、そして能力のある若手職員については大いに抜擢をしていきたい。そのように考えています。

また、能力向上については、いろいろと個人の持っている特徴がございます。そういった人間性、特性を生かしながら、大いに若手職員の抜擢を考えていきたいと考えています。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、事務分掌の中で、総合政策課関連で一番最後でございます公会計に関するところでございますけれども、御案内のように、現在、国及び地方公共団体の会計方式については、一般的な企業とは別の官庁会計方式をとっております。いわゆる単式簿記の会計でございます。

これにつきましては、今、企業会計方式をとっておりますのは上水道事業だけでございますけれども、今般、国のほうからの指導もございまして、平成29年度までには複式簿記を導入するようというような指導もございまして、今、その準備を進めているところでございます。

平成28年度決算を目途に、いわゆる企業会計方式で作成いたしますバランスシートである

とか、損益計算書であるとか、そういったものを作成することで準備を進めているところがございます。特に、その中で重要になってまいりますのが固定資産ですね。市の所有する固定資産、土地、家屋、償却資産、そういったものをきちんと把握することがまず前提になりますので、平成27年度、平成28年度2カ年で、現在、市の保有している固定資産の詳細な台帳の整備を進めているところがございます。

それに基づきまして、平成28年度の会計決算をもとに、正式なバランスシートであるとかといった財務書類を作成する方向で現在、事務を進めているところがございますが、それらに関する準備等の事務が新たに発生しているところがございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 2ページのまちづくり課の人権に関する事、市民相談に関する事につきまして、現在、市民課のほうで担当しているものがございますが、人権擁護委員に関する事と、また、人権相談等、それらの件、また、保護司に関する事、そのようなことが具体的な事務に入っております。

続いて、総務課の服務に関する事でございますが、このエの人事に関する事に含まれていく。そのようなことでありますので、よろしく願いいたします。

その下、市民課のその他総合的な窓口事務に関する事につきましては、市民課の機能が烏山庁舎のほうへ移るということで、南那須庁舎に総合的な窓口を配置させていただきますので、そのような体制をとるということでの事務分掌の中に入れさせていただきました。

続いて、健康福祉課、生活福祉に関する事。これについては、生活保護に関する事務を取り扱うということで、議員の御質問の内容のとおりでございます。従来は社会福祉に関する事ということで、大きく含まれていたわけなんですけど、今回、これまでも担当制、グループ制がありまして、その担当事務を明確にしていくということで事務分掌の中に入れさせていただきました。

続いて、3ページ、都市建設課の市道及び河川に関する事。これらについては、まず、ア、イ、特にイですね。道路、橋りょう等の維持管理に関する事。また、青地等の関係、いろいろな国有財産、それらの払い下げ申請とか、そういうものに係る事務等については引き続き都市建設課、監理のほうでお願いしたいということで、公共用地に関する事。そのようなことで、市道及び河川に関する事はこの項目で進めていくという内容でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 事務分掌については了解をいたしました。最初の市長に答弁を求め

ました40代の課長昇格を期待するとそう申し上げたんですが、能力のある職員は抜擢することでありますから、ぜひ今回、この4月には40代課長の誕生を期待しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 課が12個になるということで、教育委員会を含め、あるいは事務局長とか会計責任者を含めると17かと思えますけれども、これら課の新しい設置に伴いまして、各今までの担当課がグループ制をしくというお話であります。この機構の改革によって、グループの数は全体的に増えるのか増えないのか。その辺をまず1点お聞きしたいと思います。

なお、グループ総数幾つになるのかわかりませんが、その数と各グループの人数ですね。多い分には問題がないかと思えますけれども、最小グループの人数、1名のところができるのか。最低でも2名はいるのか。その辺もあわせて説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今年度の担当制ですね。それが今後はやはりグループ制をとって、その中に先ほどから出ています来年の課長職等の大量退職に備えた管理職になる人材の育成ということで、単独の総括等を置かせていただく。そのような理念のもとにグループ制を設置させていただきました。

グループ制につきましては、今、数等はあれですが、見たところ、従来の担当制とほぼ同じ数になるものと思います。なお、グループ制の中で人数的に最小のところは3名というようなことで、今のところ人的配置はさせていただくことで予定をしております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 担当制の場合とグループ制になってもグループの数そのものはほぼ同数ということでありますので、その点は了解いたします。

各グループの人数ですが、3名で収まるというお話であります。現行では2名の係が結構あるように見受けられますけれども、それは現在はないのでしょうか。それとも、現在、現行で2名のところはあるけれども、最低3名ぐらいに収まるような配置にするんだという考えという理解になってよろしいのかどうか。その辺をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） グループ制で少人数の場合は、やはりグループを置いた意味がどうかということもありますので、これらについては私どものほうでも2名体制のものについては1つのグループにして、人数は最低でも3名は確保させていただきたい。そのようなことで、若干、出先で2名体制等になっているところが出てきますが、従来2名であったところ等

については、ある程度最低でも3名は確保するようなことでのグループ制の変更をとらせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 必要以上に大勢の人数を置けという意味ではありませんので、誤解のないようにお願いしたいんですが、1名、2名だとどうしても都合悪い方が片方にできたときには、ちょっと停滞する。あるいは極端な話ですが、1名だとどうしても職員そのものがふさぎ込んでしまうといった心配ごとのほうが先立つものですからお聞きしたわけであります。

最低でも複数、3名が可能であれば3名が理想的でありますから、そういったことで配置のほうを考えておられるということであれば了解いたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 基本的に絶対確認しなきゃいけない項目をちょっと確認させてください。今回、まちづくり課の位置づけなんですけども、当然まち・ひと・しごと創生総合戦略、これをぐいぐい引っ張ってどんどん実行していくための組織というふうに私は理解しているんですけども、そういう意味で言うと、実際に戦略を練ったのは総合政策課というのがあって、実行部隊でまちづくりという、この組織では弊害だらけになると思います。やはり総合戦略を立てたやつは、言ってみれば目次的なものですから、実際に本分のほうでいろいろなことをやっていく上ではいろいろな問題、課題が次々に出てきます、何せ新しいことですから。

そのときに、権限を一番持っている総合戦略を立案したところ、これがやっぱりぐっと引っ張って修正しながら引っ張っていかなきゃいけないというふうなのがあるべき姿だと思うんですけども、この組織を見ると、総合政策課の中、ウのところは総合企画及び総合調整に関する権限がこちらにあるんですね。実際に企画したところと、実際実行するところというのは同じ組織でないと、いろいろなふぐあいがあったときにみずからすぐに直したり、いろいろな違う案を出し直したりするというのが、一体の組織でないと、これは実行部隊の管理職は大変です。

その都度、立案のところに行って、これによろしいでしょうかという、そんなことをやっている暇があるとあっという間におくれてしまうので、そういうことを考えたら、まちづくりというのをそれだけの位置づけに持っていくとすれば、戦略も練る、その部隊も一緒に入れておかないと、絶対これは絵にかいたもちになってしまうので、このところをちょっと確認したいんですけども、市長、どうですか、この組織のあり方についてちょっと見解を伺いたいんですけど。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） このことについても、実は内部でも大変議論があったわけでございすけれども、諸施策のとりあえず今年度までの、今パブリックコメントをお願いをしています。そのようなところから、総合戦略の政策機能は今、総合政策課の秘書政策室で担当してまいりました。その実践部隊も一緒にという御提言だと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、新しい課を設置をするというようなことはまちづくり課を設置することにしたので、これを総合戦略に基づく実践部隊、実現化を目指す実行部隊というふうな課に位置づけさせていただきたいと思うんですね。

そういうところでございますから、この地方創生の戦略をつくった秘書政策室の政策機能とはもちろん連携をとっていかなきゃなりません。この実践部隊もこの総合戦略の中で対応した職員も含まれると、このように私は理解しておりますので、そのようなことで新しい課の設置に伴う戦略部隊の実行部隊だと、こういった位置づけでこの組織を改変いたしましたので、ひとつ御理解いただきたいと思っています。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 実行部隊というのは、基本的にはまちづくり課もそうかもしれないし、全部の課が実行部隊なんですよ。その中で、まちづくり課だけが実行部隊でほかと調整していろいろな部署と調整してというのでは、やっぱりうまく機能しないのではないかなというのが私の今までの経験の中では感じていますので、今の市長の話の中で、やっぱり戦略を練ったところ、ここの機能と一緒にあわせて、ほかの自治体のこのまちづくり課なんかを見ても、プロが何人か、本当に少数精鋭で四、五人で戦略を練って、実際にどんどん各課に仕事をおろしているという姿で、当然首長ともダイレクトで調整しながらやっているというのが理想の姿だと思うんですけども、今の市長のお話を伺うと、ちょっと心配だなと思うんですけども、その機能はやっぱりもう一度再考すべきではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 御意見等は承っておきますが、とりあえず原案として今回、出させていただきましたので、その職務分掌等については御意見、要望ということでちょっと検討させていただくことにさせていただきたいと思っておりますので、ひとつ御了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） やりながらという手もあるんですけども、ぜひこのところは重く受けとめて、やりながらでもいいですから組織の改善というか改良をお願いして、質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険税の税率見直しに伴い、医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額について、それぞれ改正を行うものであります。

本市の国民健康保険税につきましては、平成17年10月の合併以来、平成20年度に税率を引き上げる改正を行って以来、8年にわたり税率を据え置いてまいりました。この間、国民健康保険の収支は毎年赤字の状況ではございましたが、財政調整基金を取り崩しをして対応し

てまいったところでございます。

しかしながら、社会情勢、経済情勢の影響によりまして、個人所得が減少し、保険税収入が減少となる一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化によりまして医療費は上昇し、国民健康保険の財政状況は年々厳しいものとなり、頼みのこの財政調整基金は今年度末に枯渇する見込みでございます。さらに、今年度につきましては、既に4,000万円超を財政補填として一般会計から繰り入れているところでございます。今後の国民健康保険の運営が大変厳しい状況でございます。

このために、国民健康保険運営協議会の国民健康保険税率の改正について諮問したところ、国民健康保険の安定運営を図るためには税率の引き上げは必要不可欠との答申をいただいたところでございます。

今回の改正は、国民健康保険運営協議会から示されました改正税率及び平成30年度に国民健康保険財政運営の主体が県に移行されることを踏まえ、栃木県内の国民健康保険税率の平均値も参考にしながら、本市の国民健康保険運営に必要最小限の財源を確保するために税率の改正を行うものでございます。

具体的には、医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分を合わせて、所得割額を9.8%から12.0%、資産割額を39.5%から34.5%に、均等割額を3万1,200円から3万8,800円に、平等割額を3万1,200円から3万7,000円にそれぞれ改正するものであります。あわせて、地方税法の改正に伴い、賦課限度額についても見直しを行いまして、医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護保険分を合わせた賦課限度額を81万円から85万円に改正するものでございます。

詳細につきましては、市民課長から説明をさせます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、命によりまして、議案第3号につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、今、市長のほうからお話がありましたとおり、8年ぶりに税率を引き上げる改正を行うものですが、改正に当たりましては、平成30年度に国民健康保険の運営主体が県に移行するということを踏まえまして、できるだけ県の平均値に近づけたいという思いがございました。

それを踏まえまして、今回、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額のうち、資産割額についてのみは他の市町よりも若干高目に設定してあったということもありまして、税率を落し

た改正となっております。

この税率改正と同時に最高限度額についても地方税法に準じまして、今回改正させていただくものとなっております。それでは、具体的な改正内容について御説明申し上げますので、議案書の1枚めくっていただいて1ページ、新旧対照表のほうを御確認いただきたいと思います。

まず、第2条の改正ですが、第2条は国民健康保険税の課税額について規定しているものですが、そのうち、第2条第2項は基礎課税額、いわゆる医療保険分と言われるものについてですが、その最高限度額について規定しておりまして、現在、最高限度額が医療保険分につきましては51万円であるものを52万円に引き上げるものです。同様に、第3項につきましては、後期高齢者支援金分の最高限度額を16万円から17万円に、第4項につきましては、介護納付金分の最高限度額を14万円から16万円に引き上げるという最高限度額の改正に係るものです。

これら第2条の改正によりまして、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分をあわせて最高限度額は81万円だったものが85万円に4万円引き上げる改正となります。

次に、第3条から第5条の2までは、国民健康保険税のうち基礎課税分、いわゆる医療保険分についてですが、税率の改正をするものです。まず、第3条の改正では、所得割額について現行の6.6%であるものを7.5%に引き上げるものです。第4条につきましては、資産割額について、現行の28%を25%に引き下げるものです。第5条は、被保険者一人ひとりに係る均等割額について、現行の2万1000円を2万4,000円に引き上げるもので、そのうち特定世帯につきましては、1万500円であるものを1万2,000円に、特定継続世帯におきましては、1万5,075円を1万8,000円にそれぞれ引き上げるものです。

続いて、第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援金分に係る税率の改正になります。第6条では、所得割額を1.7%から2.5%に引き上げ、第7条では、資産割額を7%から5.5%に引き下げるものです。第7条の2は、均等割額を4,800円から7,000円に引き上げ、次、3ページになりますけれども、第7条の3では、平等割額を5,100円から6,000円に、そのうち特定世帯においては2,550円を3,000円に、特定継続世帯においては3,825円を4,500円にそれぞれ引き上げるものです。

続いて、第8条から第9条の3までは、介護納付金の税率改正になります。第8条では、所得割額を1.5%から2%に引き上げ、第9条で資産割額を4.5%から4.0%に引き下げる改正となっております。第9条の2では、均等割額を6,600円から7,800円に、第9条の3では、平等割額を6,000円から7,000円にそれぞれ引き上げるものです。

続いて、第21条ですが、第21条は、国民健康保険税の減額について規定しているものですが、この改正は、これまで第2条から第9条の3までの改正に伴い、軽減世帯の減額の基礎

となる税額が変わるために、それにあわせた所要の改正というものです。具体的には、第21条の第1項は、最高限度額が改正されたことに伴い、減額後の国民健康保険税の最高限度額も同様に引き上げるという改正を行うものです。また、第1項第1号は、国民健康保険税の減額世帯のうち、7割軽減世帯について定めているものですが、今回、第2条から第9条の3までの改正により、均等割、平等割の額も変わっておりますので、それらにあわせた改正ということになりますが、アの均等割額の減額は、これまで均等割額が1万9,800円の7割である1万3,860円だったものを、改正後は2万4,000円の7割である1万6,800円に改正するというものです。

以下、イについては世帯に係る平等割額の改正についてであり、以下、ウ、エについては後期高齢者支援分について、オ、カについては介護納付金分について同様の所要の改正を行うものです。

さらに、第2号については、第1号が7割軽減世帯についてだったものに対して、第2号は5割軽減世帯についての軽減額の改正、第3号については同様に2割軽減世帯の減額についての同様の改正を行うものです。

以上が、今回の税率改正の内容でございますが、この改正後の条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものとします。

以上、国民健康保険税の一部改正についての補足説明といたしますが、今回、税率を改正する、引き上げるわけですけれども、今後は税率の改正、引き上げだけに頼らず、健康福祉部門と協力をし、医療費の適正化に向けて市民の健康づくりや高齢者の生きがいづくり等、そちらのほうにも力を入れさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ慎重に御審議をいただき、可決いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 国民健康保険税条例の値上げということございまして、8年ぶりの税率改定ということございまして、前の議員全員協議会で出された資料で大体改定内容はわかるんですけども、1人当たりの増減額というのが1万4,617円上がると、17%上げるということございまして、いわゆる世帯数が4,899ということございまして、これは1世帯では、どれだけの額が上がるというような試算になっているのか。その辺ちょっとお示しいただきたいなというふうに思います。

2つ目ですが、前にも私、一般質問等で、国の、平成30年ですか、県に運営主体を移行するというような中で、全国知事会とか市長会とか、町村会とか、3団体が国に財政補填を要求

して、平成30年度からは3,400億円ということで、いわゆる国が地方にね。

それで、平成27年度から3年間はその半分の1,700億円、そして課長の説明では、実は平成26年度から500億円投入されて、低所得者の負担軽減のためにそういうふうな手当がされているんだというようことでしたが、今回、私、驚いたのは、均等割ですね、これが医療分にしても、後期高齢者の分、後期高齢者は所得割も1.7%が2.5%ですから、0.8%、伸び率47.1%も値上げになっている内容なのでございますが。均等割も45.8%の値上げということでございまして、全体のトータルでは均等割が24.4%も値上げになるわけですよ。

そうしますと、1世帯で家族の多い世帯には、本当にこの負担が重くのしかかるような中身になるのかなというふうに思われるんですけども、そうしますと、さらに滞納が増えてくるようなことにつながっていくのかなと私は懸念をしておるんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。その2点御回答をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） それでは、1点目の質問でございますが、1人当たりの増減額が1万4,617円、世帯では幾らかということですが、概算ですが世帯ですと1世帯当たり2万6,530円ほど。平均で。（「そうじゃなくて、世帯の納税額が幾らかから幾らになると。それで、その差額が幾らですと言ってもらいたいんですが。もし、ここで面倒くさければ、その上がる分だけで結構ですが、後で行きますから、そのときに細かく聞きます」の声あり）はいわかりました。これ、平均でしか出していないので、ここで言う1人当たりの増減額も平均なんです。なので、平均でしかとらえてはいないです。1人1人、ここに当たると何千人分を当たることになってしまうので。（「総額を世帯数で割れば1世帯幾らってなるでしょう」の声あり）わかりました、済みません。（「ここで答えなくてもいいです、後で行きますから」の声あり）わかりました。済みません、それはすぐ出ます。

それから、滞納繰越について滞納世帯が増えるのではないかということですが、税の徴収につきましては、実際に税務課のほうに委ねているところではありますが、本市の国民健康保険税につきましては、現在のところ、滞納繰越分の徴収率も県内で1位であります。なので、税の徴収については今、とても努力をしていただいているところですので、今回も税率が上がったからといって、いきなり徴収率が激しく落ちるということはないであろうと想定はしております。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そう言われましても、栃木県の国民健康保険医療課の資料によりますと、平成26年6月1日現在ですかね、那須烏山市では、その当時、加入世帯数は

5,020ありまして、そのうち滞納世帯は753ということで、15%の世帯が滞納世帯になっているんです。したがって、栃木県下では、当時、滞納の多い世帯数では中位ですね、25自治体の中で17番目ということですから、課長が言うような中身だとは思いますが、いずれにしも、15%、その当時でも滞納世帯があったということでございますので、その辺は見解の相違ですが。

それとさっきの答えがないのは、国のほうではいわゆる低所得者対策ということで、その3,400億円を平成30年度から補填すると。しかし、平成27年度から3年間は1,700億円ずつということで、課長の説明では平成26年度から500億円来ていますよということなんですが、そういうことで、国から来ている金を低所得者対策に充てるべきだ。そういう意味では、とりわけ均等割を1世帯の家族が多いところに負担が重くかかるわけですから、そこの負担を軽減すべきだと、私はここで言ったつもりなんですが、今回の提案では、所得割よりも均等割のほうが上げ率が高いんですよ。これは私は問題だというふうに思いますが、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 国の低所得者への支援措置ということで、平成26年度から始まっておりまして、その制度につきましても、見込みとして平成27年度にその分増額される国からの支援額というのは、1,200万円から300万円程度となっているのは前にお答えしたかと思うんですが、その今回、税率を改正するに当たって、例えばその1,200万円とか1,300万円は当然に税収の一部として充てることになるわけですが、それではとても賄い切れないということが1点。

それから、低所得者への負担が大きくなるのではないかと御意見ですが、この件につきましても、標準税率というものを平成30年度に県のほうから示されるかと思うんですが、そのときに、当然応能と応益の割合が50%ずつに示されると思うんです。ただ、うちの市は今のところ、応能のほうは55%ぐらいですね。応益が45%と低い状態です。

ということであると、今後平成30年度にはもっとさらに平等、均等のほうを上げなければならないというような状況も想定されるわけですが、今のところは県の平均値に近いものということで、想定した分だけ上げさせていただいたということです。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） まず二、三点お伺いしたいと思います。

課長、先ほどの説明ですね、国民健康保険税徴収率が県内第3位だと言うんですね、この国民健康保険のですね。これは私、聞いてびっくりしたわけなんです。と言いますのは、この市民税の徴収率というのは最下位グループですよ。去年の結果は那珂川町が最下位でその上で

ワースト2位だったかな、ここは。そのような状態なのに、なぜ国民健康保険税がそれほど徴収率がいいのか。それをこの間、佐藤課長に聞いたところ、この原因は国民健康保険税は納めないと保険証を引き上げられてしまう。そういうようなことから、納税者は最優先にこの国民健康保険税を納めている。そのことから、それが原因で国民健康保険税の徴収率がいいんだろーうというようなことではありますが、それにもひとつ問題があるのではないかと思っているところでもあります。

それで、市長、那須郡の管内の近隣市町村で那須塩原市は平成23年から平成25年、3年にかけて税率を下げています。大田原でも平成26年から1世帯当たり1万1,000円引き下げたと、そのような新聞報道されております。そういう中であって、今回、那須烏山市が引き上げるということが、果たして住民から理解が得られるものか。この辺のところは私、心配をしておりますが、これについてまず市長はどう考えているのか。

それにもう1点伺います。今回の税率改正に当たっては、那須烏山市の国民健康保険運営協議会に諮って決定をしたということでもありますね。これは宇都宮の例ですと、この市長が国民健康保険運営協議会に税率を引き上げたいと諮問をしたところが、逆にこれは否決されております。また、佐野市でも、同じように国民健康保険運営協議会のほうで税率の引き上げを否決しております。これは、否決をしているような国民健康保険運営協議会というのは、相当この国民健康保険についての内容をきちっと理解した上で、このような結論を出したのではないかと思っております。

佐藤課長、この国民健康保険税というのは非常にこの中身、難解なんですよね。多分この17名の課長の中でも、内容を十分把握されている方が何人いるか。多分あまりわからないんじゃないかなと思っております。私も相当研究した結果、ほぼ見えてきたわけなんです、これは国民健康保険税として徴収しても、実際にはその中には介護保険の分もあり、それに後期高齢者支援金の分もある。

その国民健康保険医療の分は当然ながら、これは国民健康保険加入者のための税金ですからやむを得ないとしても、介護と後期高齢者分ですね、これは徴収した部分をこれは基金に繰り出すというんだったら、それは話がわかるんだけど、とんでもないですね、これがですね、ことしの平成27年度の予算では、この介護保険と後期高齢者の分を合わせますとおよそ2億3,000万円徴収できることになっています。じゃあ、この2億3,000万円に対して、両会計の基金、この国民健康保険会計からの繰出金は8億円なんです。この8億円に対しては、国庫補助基金も32%ついております。これを差し引いても、またまた国民健康保険会計の持ち出しというのが単純に3億1,000万円もあるわけなんですよ。

このことを市長自身もこれ、理解されているのでしょうか。この上で、これやむなしとして、

国民健康保険赤字分も全て国民健康保険加入者に負担させようとしているのか、お伺いしたいと思います。

以上。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 御指摘のこの値上げ率の件でございますが、今回については私も苦渋の決断をさせていただいたところでございます。平成27年度の国民健康保険会計の決算の状況を見ますと、ルール分以外一般財源をやはり4,000万円投入をいたしております。しかも、基金はゼロでございます。全て使い果たした中で、今まで8年にわたりまして据え置いてまいりました。これはやはり皆さん方、消費税の値上げがあったり、あるいは5年前の震災、そういったところで大変生活が苦しい。そういった状況から値上げをずっとこれまで見送ってまいりました。

しかし、ここへ来まして、そのような状況が続きますと、さらに来年はこのような税率改正をしないと、基金なんていうのはとても積めませんが、この運営すらやはり危うくなる。そして、平成30年度から県主管の国民健康保険に移っていくということになりますと、県からの指導も当然入ってくるわけでございますから、やはりこれは平成28年度はどうしてもこの値上げについては必要な、本当に理解は得られないかもしれませんが、この会計上、必要な最低限の値上げをせざるを得ない。こういったところでございます。

今回も国民健康保険運営協議会にも最初諮問させていただきましたけれども、第1回の答申では、事務局の案といたしましては2億円がやはり足りないんですね。しかし、2億円を考えますと、30%ぐらいの値上げになってくるんですよ。そうしますと、この国民健康保険世帯、約5,000世帯、うちいわゆる7割軽減世帯というようなところでございまして、低所得者層が私どもは大変多いんです。1,300世帯ぐらいあるんです。

そういったところがほぼ倍になってしまうんですよ。今の保険料から倍になってしまう。それはちょっと私としてもそういった判断はできないというところから、1回差し戻しさせていただいて、さらに検討させていただいた、その結果が今回の税率改正につながっているということでございます。

そういうことを十分御理解いただきたいと思うんですね。そして、今回の平成28年度のこの国民健康保険の予算も実は一般会計から7,000万円、これは単独の補填をさせていただいている当初予算を計上しています。正確には6,600万円ということでございますが、やはりそういう状況でございます。この率を改正いたしましても、そのような状況でございますので、ぜひこのことについては御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） この引き上げについては非常に難しい問題なんですけど、先ほどの執行部の説明によりますと、国民健康保険会計が2年後に県移管になりますね。これは私も知っております。これを踏まえた中で、県平均に近づけた税率にしたということではありますが、私、これ1つ1つを計算したところ、決してそうなっていませんね。

それと、25市町村の中には、この所得割、資産割、平等割、均等割、この4方式ですね。うちのほうでもとっていますけど、これが一番多いわけなんですけど、大田原では既に所得割プラス平等割の2つになっているんですよ。多分私は2年後に県移管になれば、この大田原のように所得割と平等割の2つになるのではないかと。当然ながら資産割なんかなくなります。それに近づくのではないかと私は思っています。

でありますから、私、この県平均に近づくか、またはこの2年後、県移管を見据えたというなら、大田原のような2つの方式、これに税率は変えるべきではなかったかなとそう考えているわけであります。この辺のところはどうお考えなんですか、お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 今回、県の平均に税率を近づけたという説明をさせていただきましたが、実際には税率によって入ってくる徴収額が重要なわけですし、1人当たりの調定額、つまり税金の額が県の平均に近づくようにということで、税率のほうを設定しております。

それによりますと、こちらの試算ですけれども、まず、基礎課税分、医療費分については、県の平均が6万9,134円なんですけど、改正後の本市につきましては7万1,411円と若干県の平均を上回る。ただ、県内の順位で言いますと、これは12位ぐらいの順位になります。

それから、後期高齢者支援分については、県の平均がこちらが2万1,750円ですが、うちのほうは2万1,165円ということで設定をしております。

それから、介護保険料につきましては、県の平均が2万4,686円であるものに対し、本市は2万4,445円ということで、ほぼ平均値に近い数字にはなっていると認識しております。

先ほど標準課税率が県から示された場合に3方式とか2方式になるのではないかとのお話でしたが、それにつきましては、現在、県のほうで各自治体と検討協議会を設置して、4方式にするか、3方式にするか、2方式にするかという検討を現在まだ行っているところです。なので、方向性は見えておりませんが、いずれにしても応能応益の50、50という設定には変わりはないと思います。

先ほど運営協議会でも否決された佐野市とかの例があるということでしたけれども、佐野市は実際黒字団体です。赤字団体であるうちの市と比較して、運営協議会の委員につきましても、

これは8年間据え置いてきたということ踏まえて、現在ではもう致し方ないだろうという委員の総意でありましたので一応申し添えておきます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 佐野市では黒字団体だから否決だと言いますが、黒字なら、なぜ市長は国民健康保険税率を引き上げしようとしたのか。ちょっとそれは疑問の残るところであります。

これ、市長に1点お伺いしますが、一般会計の繰出金というのは、この国民健康保険のほか介護保険、下水道、農水、後期高齢者、それに簡易水道、それに上水道とさまざまな7つの特別会計に対して繰り出しているわけなんです、それぞれの繰出額が適正なのか。均衡が図れているのかということはこれは非常に難しい問題ではないかと私も思っているんですね。

ちなみに、この平成27年度、国民健康保険の繰出金を計算したところ、一般会計の繰出金、これは2億3,200万円ほどありますが、この中には国民健康保険に関する国からの交付金というのが一般会計のほうに8,700万円ほど入っているんですね。ですから、これを差し引いた実際の市の負担金というのは1億4,000万円ですよ。これを8,700人の国民健康保険加入者で割りますと、1人当たり1万6,600円ほど、これが一般会計から負担をしているということなんです。

それに対して、下水道は9万円から出していますよ。農業集落排水も3万8,000円から出しています。そんなことで均衡が図られているのかなというような感じがするんですが、この辺のところ、果たしてこれでいいと考えているのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 財政の、正確には担当課長のほうから答えていただきたいと思うんですが、私、こう思うんですね。いわゆる各課とも国、県からの、その国策あるいは県策に基づくルール分の市の負担というのがあるんですね。これは国民健康保険でも上下水道でも全てそうだと思いますが、それに外れたいわゆる純粹の赤字補填分の一般財源のことを先ほど私、申し上げたつもりなんです。

それによりますと、国民健康保険については、ルール分は2億数千万円になっておりますが、さらにそのどうしても赤字運営ということはできませんので、そういった補填分が平成27年度は4,000万円程度ありますよと。さらには、この平成28年度、これから御審議をいただく当初予算では約7,000万円程度がやはり計上されて用いますよということで、ルール分以外の単独の財政の負担があるということを先ほど申し上げたつもりでございます。

○議長（佐藤昇市） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

15番中山五男議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） ただいま上程中の議案第3号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、税率を引き上げる案に反対したく討論いたします。

では、その反対理由4点を申し上げます。まず、1点目、今回の改正案では、所得割から平等割の4方式に加え、課税限度額を含めた全ての税率を改正しようとするものであります。そこで、改正案と県内平均税率を比較したところ、本市の平等割課税のみ1,276円ほど低く抑えているものの、所得割においては1.2%高、資産割4.1%高、平等割1,987円高、課税限度額においては7万9,000円高い税率であります。

本市の国民健康保険税は、これまで県内25市町中、第19位の低い額に抑えていたものでありますが、改正税率から試算しますと第3位の高額になるものと思われまます。その税率改正による増額分を1億3,000万円見込んでおりますが、これを国民健康保険加入世帯4,500戸で割れば、1戸当たり2万9,000円負担増になります。国民健康保険加入世帯の中には、低所得者層や年金生活者が多いことから、この不景気の中での税率引き上げは避けるべきと思っております。

2点目申し上げます。市長御存じのとおり、国民健康保険運営は2年後に市から県に移管されます。そうなれば、当然ながら税率も改正され、国民健康保険加入者の負担額も変わります。以上のように、国民健康保険運営の移管を間近にした中での税率改正は控えるべきであり、その2年間の国民健康保険会計不足分は一般会計から繰り出し、補填すべきであります。

3点目を申し上げます。国民健康保険会計赤字の大きな要因は、国民健康保険会計から介護保険及び後期高齢者支援金の支出にあります。市長御存じのとおり、国民健康保険税の中には国民健康保険加入者の医療費に充てる分にあわせて、介護保険、後期高齢者支援金を徴収しております。

その介護保険金及び後期高齢者支援金にかかわる税収は2億3,083万3,000円あるも

のの、両会計基金への負担額は8億339万7,000円に上り、それに関する国庫負担金は2億5,612万円を差し引いても、国民健康保険会計からの持ち出し額は3億1,344万円もの多額の負担を強いられているわけであります。この制度が国民健康保険会計の大きな赤字要因であり、それを国民健康保険加入者に負わせるべきではありません。

最後にもう1点申し上げます。国民健康保険会計の徴収努力に欠けていることを申し上げます。本市の国民健康保険税徴収率は滞納繰越を合わせて78.7%の低率であります。それでも県内では第3位とのことでもあります。その栃木県全体の徴収率は全国ワースト2位でありますから、そのように低い徴収率の県内にあっての第3位は決して称賛できるものではありません。

本市は合併後10年を過ぎる中で、その10年間に不納欠損金として徴収断念に至った国民健康保険税は何と1億3,971万8,000円に上ります。さらに、滞納繰越額2億1,200万円を超えていながら、国民健康保険会計歳入不足として税率引き上げを容認できるものではありません。全ての税金は地方税法及び条例の定めによる課税根拠から賦課するものであり、それを徴収できないはずはないものと存じます。

以上のとおり、不納欠損金およそ1億4,000万円、滞納繰越金2億1,000万円を抱えながら、税率改正により善良な国民健康保険納税者へ負担増を強いていいもののでしょうか。

以上の理由からして、議案第3号 国民健康保険税率引き上げに反対をいたします。議員の皆様方には、私が反対する趣旨を御理解の上、ぜひ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。まして討論を終わります。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

これもちまして、この臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

---

○議長（佐藤昇市） 以上で、平成28年第1回那須烏山市議会1月臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

〔午後 0時33分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成28年4月14日

議 長 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 望 月 千 登 勢

署 名 議 員 田 島 信 二